

第 1 号議案

令和 2 年度加東市一般会計補正予算（第 1 0 号）

令和 2 年度加東市の一般会計の補正予算（第 1 0 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1 8 6, 7 1 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 6, 3 8 5, 7 6 5 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

令和 3 年 2 月 8 日提出

加東市長 安 田 正 義

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項
16 国庫支出金	
	1 国庫負担金
	2 国庫補助金
19 寄附金	
	1 寄附金
20 繰入金	
	2 基金繰入金
歳入合計	

(単位 千円)

補正前の額	補正額	計
7,697,844	19,452	7,717,296
2,220,166	12,378	2,232,544
5,468,547	7,074	5,475,621
604,500	300,000	904,500
604,500	300,000	904,500
977,075	△132,741	844,334
977,075	△132,741	844,334
26,199,054	186,711	26,385,765

歳 出

款	項
2 総務費	
	1 総務管理費
4 衛生費	
	1 保健衛生費
7 商工費	
	1 商工費
歳出合計	

(単位 千円)

補正前の額	補正額	計
6,513,745	148,359	6,662,104
6,153,229	148,359	6,301,588
1,502,096	19,452	1,521,548
1,169,595	19,452	1,189,047
1,053,202	18,900	1,072,102
1,053,202	18,900	1,072,102
26,199,054	186,711	26,385,765

第 2 表 繰越明許費補正

(追加)		(単位 千円)	
款	項	事業名	金額
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業	7,643
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業 新型コロナウイルスワクチン接種事業	12,378

第 3 表 債務負担行為補正

(追加)		(単位 千円)	
事	項	期間	限度額
新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業 (コールセンター設置分)		令和3年度まで	26,715

歳入歳出補正予算（第 10 号）事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金	7,697,844	19,452	7,717,296
19 寄附金	604,500	300,000	904,500
20 繰入金	977,075	△132,741	844,334
歳入合計	26,199,054	186,711	26,385,765

令和 2 年度

加東市一般会計補正予算（第 10 号）説明書

(歳 出)

款	補正前の額	補正額	計
2 総務費	6,513,745	148,359	6,662,104
4 衛生費	1,502,096	19,452	1,521,548
7 商工費	1,053,202	18,900	1,072,102
歳出合計	26,199,054	186,711	26,385,765

(単位 千円)

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
0	0	0	148,359
19,452	0	0	0
0	0	0	18,900
19,452	0	0	167,259

2 歳 入

(款) 16 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 衛 生 費 国 庫 負 担 金	1,800	12,378	14,178
計	2,220,166	12,378	2,232,544

(款) 16 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

3 衛 生 費 国 庫 補 助 金	16,691	7,074	23,765
計	5,468,547	7,074	5,475,621

(款) 19 寄附金

(項) 1 寄附金

1 一 般 寄 附 金	604,500	300,000	904,500
計	604,500	300,000	904,500

(款) 20 繰入金

(項) 2 基金繰入金

1 財 政 調 整 基 金 繰 入 金	830,010	△132,741	697,269
計	977,075	△132,741	844,334

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
3 衛 生 費 負 担 金	12,378	・ 新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金 12,378

2 衛 生 費 補 助 金	7,074	・ 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金 7,074

1 一 般 寄 附 金	300,000	・ 一般寄附金 300,000

1 財 政 調 整 基 金 繰 入 金	△132,741	・ 財政調整基金繰入金 △132,741

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 一 般 管 理 費	1,179,731	148,359	1,328,090				148,359
計	6,153,229	148,359	6,301,588				148,359

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
11 役 務 費	25,541	◎ふるさと納税推進事業 148,359
12 委 託 料	122,818	11 役務費 25,541
		・手数料 25,541
		12 委託料 122,818
		・ふるさと納税推進事業委託料 122,818

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

3 予 防 費	160,878	19,452	180,330	19,452			
計	1,169,595	19,452	1,189,047	19,452			

1 報 酬	133	◎新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業	19,452
7 報 償 費	1,170	1 報酬	133
8 旅 費	10	・会計年度任用職員報酬	133
10 需 用 費	△714	7 報償費	1,170
11 役 務 費	△2,653	・報償費	1,170
12 委 託 料	20,684	8 旅費	10
13 使用料及び賃借料	36	・会計年度任用職員費用弁償	10
17 備 品 購 入 費	786	10 需用費	△714
		・消耗品費	1,171
		・印刷製本費	△1,885
		11 役務費	△2,653
		・通信運搬費	△2,726
		・保険料	73
		12 委託料	20,684
		・電算処理業務委託料	△660
		・電話線配線業務委託料	118
		・封入封緘業務委託料	185
		・コールセンター設置業務委託料	9,833
		・新型コロナウイルスワクチン接種委託料	11,208
		13 使用料及び賃借料	36
		・機械使用料	36
		17 備品購入費	786
		・一般備品購入費	786

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

1 商 工 総 務 費	200,482	18,900	219,382				18,900
計	1,053,202	18,900	1,072,102				18,900

12 委 託 料	18,900	◎商工総務事業	18,900
		12 委託料	18,900
		・新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事業委託料	18,900

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

給 与 費 明 細 書

1 一般職

(1) 総括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(219) 368	244,703	1,282,749	919,698	2,447,150	427,692	2,874,842	
補正前	(218) 368	244,570	1,282,749	919,698	2,447,017	427,692	2,874,709	
比 較	(1) 0	133	0	0	133	0	133	

職員 手当 の 内訳	区 分	管理職 手 当 (千円)	管理職員 特別勤務 手 当 (千円)	扶 養 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	特殊勤務 手 当 (千円)	時 間 外 勤務手当 (千円)	休日勤務 手 当 (千円)	期末・勤勉 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)
	補正後	65,316	219	26,383	13,616	27,918	1,878	106,602		506,181	171,585
	補正前	65,316	219	26,383	13,616	27,918	1,878	106,602		506,181	171,585
	比 較	0	0	0	0	0	0	0		0	0

() 内は、パートタイム会計年度任用職員の数について外書きしたもの

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	288		1,015,581	790,148	1,805,729	327,776	2,133,505	
補正前	288		1,015,581	790,148	1,805,729	327,776	2,133,505	
比 較	0		0	0	0	0	0	

職員 手当 の 内訳	区 分	管理職 手 当 (千円)	管理職員 特別勤務 手 当 (千円)	扶 養 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	特殊勤務 手 当 (千円)	時 間 外 勤務手当 (千円)	休日勤務 手 当 (千円)	期末・勤勉 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)
	補正後	65,316	219	26,383	13,616	19,128	738	95,747		397,416	171,585
	補正前	65,316	219	26,383	13,616	19,128	738	95,747		397,416	171,585
	比 較	0	0	0	0	0	0	0		0	0

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(219) 80	244,703	267,168	129,550	641,421	99,916	741,337	
補正前	(218) 80	244,570	267,168	129,550	641,288	99,916	741,204	
比 較	(1) 0	133	0	0	133	0	133	

職員手当 の 内 訳	区 分	通 勤 手 当 (千円)	特殊勤務 手 当 (千円)	時 間 外 勤務手当 (千円)	休日勤務 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)
	補正後	8,790	1,140	10,855		108,765	
	補正前	8,790	1,140	10,855		108,765	
	比 較	0	0	0		0	

() 内は、パートタイム会計年度任用職員の数について外書きしたもの

(2) 報酬、給料及び職員手当の増減額の明細

会計年度任用職員							
区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)			説 明		備 考
報 酬	133	その他の増減分		133	新型コロナウイルス感染症予防接種体制確保による増		
給 料	0	給与改定に伴う増減分					
		昇給に伴う増加分					
		その他の増減分					
職員手当	0	制度改正に伴う増減分					
		その他の増減分					

令和2年度

加東市一般会計補正予算（第10号）補足説明書

令和２年度加東市一般会計補正予算（第１０号）は、感染拡大が続く新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種を一刻も早く開始するための体制整備を進めるほか、緊急事態宣言に基づく県の営業時間短縮の要請に応えた飲食店等へ協力金を支給するための事業費などを計上する補正予算を編成いたしました。

補正予算の規模は、１８６，７１１千円の増額とし、一般会計の総額を２６，３８５，７６５千円といたします。

歳入予算では、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金及び新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金で国庫支出金を１９，４５２千円増額、ふるさと納税で寄附金を３００，０００千円増額する一方で、財政調整基金繰入金で繰入金を１３２，７４１千円減額し、合計で１８６，７１１千円の増額補正といたします。

歳出予算では、ふるさと納税推進事業で総務費を１４８，３５９千円増額、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業で衛生費を１９，４５２千円増額するほか、県の要請に応じて営業時間を短縮した飲食店等への協力金支給事業で商工費を１８，９００千円増額し、合計で１８６，７１１千円の増額補正といたします。

１ 主な歳出補正予算の概要

（単位 千円）

事項別 明細書	事業名	補正額	補正額の財源内訳				補正概要
			国庫支出金	地方債	その他	一般財源	
P6～7	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業	19,452	19,452				65歳以上の高齢者等への新型コロナウイルスワクチンの接種に向けて、予約を受け付けるコールセンター設置等の準備を進め、ワクチンが供給された場合に速やかに接種を開始します。＜資料No.1＞事業費は一般会計補正予算（第8号）で追加した10,545千円と合わせて29,997千円で実施します。執行見込みによる印刷製本費1,885千円、通信運搬費2,726千円、電算処理業務委託料660千円の減額と差し引きし、19,452千円を増額します。 財源：国庫支出金【新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金】12,378千円（補助率：10/10）、【新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金】7,074千円（補助率：10/10）

事項別 明細書	事業名	補正額	補正額の財源内訳				補正概要
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
P6～7	商工総務事業	18,900				18,900	緊急事態宣言に基づく県の要請に応じて、営業時間を短縮（時短営業）した飲食店等に対し、県に委託して、1日あたり6万円の協力金を支給します。＜資料№2＞ 【負担割合：国80%、県・市20%（うち県2/3、市1/3）】

2 繰越明許費の概要

（単位 千円）

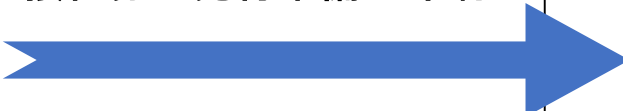
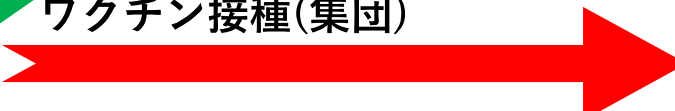
款	項	事業名	金額	繰越理由
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業	7,643	ワクチン接種に係る事業が、令和3年度にわたると見込まれ、年度内の事業完了が困難であるため。
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業 新型コロナウイルスワクチン接種事業	12,378	

3 債務負担行為の概要

（単位 千円）

事項	期間	限度額	理由
新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業（コールセンター設置分）	令和3年度まで	26,715	ワクチン接種に係る事業が、令和3年度にわたると見込まれるため、コールセンター設置に係る業務委託を事業完了までの期間一括契約する。

加東市新型コロナウイルスワクチン接種に係るスケジュール（予定）

	2021年 1月	2月	3月	4月	5月	6月
・ 医療従事者向け 優先接種		ワクチン接種 				
・ 高齢者向け 優先接種	接種券の発行準備・印刷 		接種券郵送  ワクチン接種(集団) 			
・ その他の方 (基礎疾患のある方等を優先)	接種券の発行準備・印刷 			接種券郵送 		
・ 体制整備			コールセンター設置 			

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金のご案内

兵庫県では、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく県の要請に応じて、営業時間の短縮（時短営業）にご協力いただいた事業者の皆様に対し、協力金を県・市町が協調で支給します。

受付は、要請期間が終了した令和3年2月8日（月）以降に開始します。

申請書類・申請方法等については決定次第、ホームページ等で公表します（1月下旬予定）

※申請書類は県民局・県民センター、市町、商工会・商工会議所、金融機関等でも配布します。

※「県による時短要請（1/12～13）」と「緊急事態宣言に基づく緊急事態措置（1/14～2/7）」に関する申請は、一つの申請で受け付けます。

〔対 象 者〕 県の要請に応じて時短営業にご協力いただいた店舗を運営する事業者の方

〔支給要件〕 県が要請する全ての期間において、時短営業（休業を含む）をしていただいた店舗単位に支給します。

※業種別ガイドライン等に基づく感染防止の取組を行い、「感染防止対策宣言ポスター」を掲示することが必要です。県ホームページよりダウンロードしてください。

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/senngennposter.html>



区分	(1) 県による要請	(2) 緊急事態宣言に基づく緊急事態措置
要請期間	令和3年1月12日(火)～13日(水)	令和3年1月14日(木)～2月7日(日)
対象地域	神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市	県内全域
対象施設	食品衛生法の飲食店営業許可を受けている ・接待を伴う飲食店(キャバレー、スナック等)、 ・酒類の提供を行う飲食店等(バー、ナイトクラブ、カラオケ店、居酒屋等)	県内全域の、飲食店・遊興施設のうち食品衛生法の飲食店営業許可または喫茶店の営業許可を受けている飲食店 (酒類を提供する店に限定しません)
支給要件	通常午後9時以降も営業している店舗が営業時間を午前5時から午後9時まで短縮した場合に支給	通常午後8時以降も営業している店舗が、営業時間を午前5時から午後8時まで(酒類の提供は午前11時から午後7時まで)に短縮した場合に支給
支 給 額	1日あたり4万円/店舗×時短営業日数	1日あたり6万円/店舗×時短営業日数

※協力開始日から2月7日（日）まで継続して要請に応じていただければ、時短営業をした日数に応じて支給します。

※定休日は時短営業日数から除きます。但し、コロナ禍で本来営業する日を休業とした場合は対象です。

■申請に係る必要書類（受付開始後、速やかに申請いただけるよう、あらかじめお手元にご準備ください）

- ☐ 申請書 ☐ 申請者本人確認書類（住所・氏名・生年月日が分かるもの）の写し（運転免許証・マイナンバーカード等）
 - ☐ 通帳の写し（表紙と見開き1ページ目）
 - ☐ 確定申告書又は税務署への開業届（法人の場合は法人設立届出書）の写し
 - ☐ 食品衛生法に基づく飲食店営業許可証又は喫茶店営業許可証の写し
 - ☐ 従来の営業時間が分かる書類（店舗HP・ショップカード・パンフレットの写し、店内表示の写真など）
 - ☐ 店頭掲示又は店舗HPに掲示した時短営業告知文の写真又は写し
 - ☐ 屋号が確認できる店舗の外観及び内観写真
 - ☐ 感染防止対策宣言ポスターを店頭に掲示していることが確認できる写真
- <1.12～1.13の時短要請に係る神戸市・尼崎市・西宮市・芦屋市の酒類を提供する飲食店等のみ>
- ☐ 酒類を提供していることが分かる書類（メニュー表・お品書きの写真、酒類の納品書・請求書など）

※詳しくは、兵庫県ホームページ「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の支給について」をご覧ください。
<https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr07/koronakansenkakudaibousikyouryokukin.html>

【問合せ先】 ■兵庫県営業時間短縮・協力金コールセンター
TEL: 078-361-2501（平日 9:00～17:00）

